

令和 7 年度

益田市内部統制評価報告書

審査意見書

益 田 市 監 査 委 員

益 監 第 2 3 号
令和 8 年 8 月 1 2 日

益田市長 山 本 浩 章 様

益田市監査委員 原 伸 二

益田市監査委員 中 島 守

令和 7 年度内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 7 年度内部統制評価報告書及びその評価の対象となる事項を記載した附属資料の審査をしたので、次のとおり意見を提出します。

令和7年度 益田市内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の対象

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、令和7年度益田市内部統制評価報告書及びその評価の対象となる事項を記載した附属資料を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和8年7月28日から令和8年8月7日まで

第3 審査の概要

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、実際に行われた評価の過程を確認することにより、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか審査した。

また、市長が評価に至った根拠を確認し、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたか関係職員の説明を聴取し、益田市監査基準及び監査委員が行うこととされている監査等において得られた知見に基づき審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された令和7年度益田市内部統制評価報告書について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

第5 審査意見

令和7年度の評価の過程で、業務レベルの内部統制に関して運用上の重大な不備が2件確認されており、内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていなかった。なお、評価部局においてすでに再発防止策が講じられていることを確認しており、引き続き職員の意識啓発を含め、効果的な再発防止策に努められたい。

内部統制の取組は4年目となり、推進部局においてはこれまで課題とされていた各部署間における取組の温度差等を解消するため、試行的にリスク管理の共通化・標準化と職員の意識向上を図る取組を進めている。こうした取組を推進することにより判断基準の明確化が図られ、発生頻度や影響度の高いリスクの共通認識を持ち、発生した不備を漏れなく把握できるとともに、適切な是正・改善につなげていくことが期待できる。

本市の内部統制の適切な運用に向け、事務処理における様々なリスクに対する認識の共有と、内部統制の一層の推進に向けた更なる理解促進に努められたい。